

様式第 1 - 6 (日本工業規格 A 列 4 番)

平成 25 年 6 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

氏名又は名称 三次市地域公共交通会議
住 所 三次市十日市中 2-8-1
代表者氏名 会長 津森貴行 ㊟

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

※協議会が申請する場合は、住所、代表者氏名及び印は省略することができる。

(案)

平成26～28年度
生活交通ネットワーク計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)

平成22年3月に三次市地域公共交通総合連携計画を策定、この計画に基づき、利用が低迷していた市街地コミュニティバス「みよしウェーブ号」を地域住民、商工会議所、運行事業者及び学識経験者がメンバーとなる市街地循環バス活性化検討会議(三次市地域公共交通会議分科会)を設置し、協議・検討を重ね、半年間の実証運行を経て、平成23年4月1日から本格運行しています。

事前に愛称・ラッピング募集などのPRや無料体験乗車等を沿線の自治連合組織と一緒に取り組んだ結果、連携計画の目標値である利用者の倍増、1循環3.0人以上は達成できましたが、車両導入や燃料の高騰、人件費等の経常経費増大から採算は大きく下回っているのが現状です。中心市街地と言っても高齢者は多く、またこの路線は、三次駅前を基点としており、市周辺部からのJR線や路線バスを結節し、商業施設や医療機関が多く集まる市街地での買物・通院をサポートする機能を持ち合わせており、三次市民が引き続き「賑わいのある」、「暮らしやすい」、「安心できる」、「住んで良かった」と思えるまちづくりを推進するため、さらには日常生活を営む上で重要な役割を担っている社会的インフラです。この路線を確保・維持することは本市の公共交通体系を機能させる上で重要な位置づけをしています。

さらに、本市の中心市街地には、高度な医療サービスを提供する「市立三次中央病院」や、大規模商業施設などが位置しており、周辺7町の高齢者の中心市街地への通院・買物需要は高くなっています。

しかし、既存の地域内交通である三次市民バスでは、スクール便や保育所通所便も兼ねていることから、ダイヤ的に地域間交通である路線バスやJR線に結節が不可能であり、多くは家族等の送迎に頼っています。

特に市の北部地域である作木町では、町内及び隣接する布野町にもタクシーの営業所がなく利用する場合も、非常に時間がかかる状況にあり、また、距離も長く金銭的な負担が大きいことから、気軽にタクシーを利用できない状況になっています。

このような不具合を解消するため、平成19年11月～平成21年3月に作木町において中心市街地までのシャトルバス運行の社会実験(島根県中山間地域研究センター)が実施され、利用ニーズが高いことが確認されました。また現在も、今回の調査業務でも多くの方が中心市街地で医療等のサービスを受けていることが確認できています。

このような状況からの脱却、地域間のサービスの不均衡解消をめざし、地域資源であるふるさとのまちづくりを掲げたNPO自らが新しい地域の移動サービスを提供できる仕組みを構築し、平成23年10月から運行を開始しています。

また、今回新たに申請する赤名線、下高野線については、平成25年4月から半年間、本事業の活用を前提とした実証運行を実施し、10月からの本格運行を計画しています。

赤名線については、平成25年3月30日の松江道開通により、広島松江間、広島出雲間の高速バスが松江道に乗り換えとなり、島根県飯南町、三次市布野町域においては三次市への移動手段が減少となりました。そこで赤名線について、これまで運休していた土日も運行するとともに、起終点を赤名から頓原まで延長し利便性の向上を図るものです。

下高野線は、平成25年3月30日に開通した松江道への乗り換えにより、庄原市高野町や口和町域から三次市街地への速達性が格段に向上することとなりました。

これら2つの路線は、島根県飯南町及び庄原市から本市中心市街地へ乗り入れる路線であり、広域圏から市立三次中央病院への通院や買物などの移動手段として必要不可欠な路線となります。また、三次駅や三次バスセンターでの乗り継ぎにより、さらに広域的な移動が可能となるものです。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

市街地循環バス「くるるん」については、引き続き、運行事業者、沿線地域の自治連合組織、商業関係者等と連携と密にし、1便（1循環）あたりの平均利用者数を増加させること。周辺部からの地域間交通を利用し、さらにこの路線に乗り換え、市街地での通院や買物などに利用されるよう、この路線の役割を高めます。平成24年10月から平成25年3月の平均が6.5人であることから、平成26年度から平成28年度の目標を6.7人以上とします。

項目	目標の基礎となる数値	目標数値
1便（循環）あたりの平均利用者	6.5人（平成24年10月～平成25年3月）	6.7人以上

過疎地有償運送「さくぎニコニコ便」については、あらたな利用者を獲得し、月平均利用者数の増加をめざします。PRをはじめ、関係機関との協議により利便性の向上を図る取組を行い、平成24年4月から平成25年3月の月平均利用者が38.8人であることから、平成26年度から平成28年度の目標を40人以上とします。

項目	目標の基礎となる数値	目標数値
1月あたり利用者数	38.8人（平成24年4月～平成25年3月）	40人以上

赤名線、下高野線については、平成25年4月からの実証運行における1便当たりの乗車人員を基礎とします。赤名線については当該期間中の1便当たりの乗車人員が5.5人であることから、平成26年度から平成28年度の目標を1便あたり5.7人以上とします。また、下高野線については2.3人であるため、平成26年度から平成28年度の目標を1便あたり2.5人以上とします。

【赤名線】

項目	目標の基礎となる数値	目標数値
1便あたり利用者数	5.5人（平成25年4月～平成25年5月）	5.7人以上

【下高野線】

項目	目標の基礎となる数値	目標数値
1便あたり利用者数	2.3人（平成25年4月～平成25年5月）	2.5人以上

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

(表1) のとおり

- ・市街地循環バス「くるるん」は、利用が低迷していた市街地コミュニティバス「みよしウェーブ号」の再編のため、引き続き備北交通(株)により運行している。[運行日：1/1, 1/2 を除く毎日]
- ・赤名線、下高野線については、以前より運行していた備北交通(株)により運行する。
[運行日：赤名線 1/1, 1/2 を除く毎日 下高野線：月～土曜日(祝日運休)]
- ・過疎地有償運送「さくぎニコニコ便」は、地域の事情に精通し、よりよいサービスが提供できる地元のNPO法人「元気むらさくぎ」により運行している。
[運行日：上地区 月曜日 中地区 金曜日 下地区 水曜日 (祝日, 12/31～1/3 運休)]

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

(表2) のとおり

(過疎地有償運送の運行時間)

実車 35分・帰庫 25分、待機時間 180分

(往路第1便：8時35分香淀駅経由、9時15分上布野バス停停留所着)

受付(オペレーター) 8時～16時

※サービス提供トータル時間：8時00分から16時まで(8時間)

- ・市街地循環バス、赤名線、下高野線、過疎地有償運送に係る市補助金は、総事業費から国の補助金を除いた額以下とする。

5. 該当せず

6. 該当せず

7. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要

「地域公共交通確保維持事業費補助金交付要綱「表5」添付」

8. 車両の取得に係る目的・必要性

- ・赤名線については、これまで1両で運行していたが、島根県飯南町の赤名から頓原まで路線を延長したため、2両での運行が必要となった。実証運行については、耐用年数の経過した予備車両などで対応している状況である。そのため、新たに高齢者等の利用に配慮した超低床車両を導入することにより、利便性の向上を図る。

※車両購入については、三次市地域公共交通会議から申請することについて、島根県飯南町地域公共交通会議と協議済み。

9. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

1. 事業の目標

高齢化率の高い地域を運行するため、超低床車両を平成25年10月に導入する。

2. 事業の効果

超低床車両を導入することにより、高齢者等を含め、利用者の移動の負担を軽減することで、利用促進につなげる。

10. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者

「地域公共交通確保維持事業費補助金交付要綱「表6」及び「表7」添付」

1.1. 交通会議の開催状況と主な議論

平成20年9月30日に道路運送法の規定に基づき、「三次市地域公共交通会議」を設置、平成20年3月6日、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に沿い、法定協議会機能を付加した組織になりました。

交通会議設置後は、平成21年度以降、年間3～4回の会議、これまで15回を実施し、再編対象事業毎のワーキング会議等も適宜、実施しています。具体的な開催状況及び協議内容は下記のとおりです。

○ 三次市地域公共交通会議開催状況

- H24.06.27 「平成25～27年度 生活交通ネットワーク計画」承認
- H24.10.26 「赤名線、下高野線の経路変更について」など
- H25.03.26 「赤名線、下高野線の運行について」など



三次市地域公共交通会議

○ 市街地循環バス活性化検討会議開催状況

- H22.06.08 「導入計画（実証運行路線、スケジュール等）の協議・確認」
- H22.09.08 「路線愛称・車体デザイン、ルート修正の協議・確認」
- H23.01.26 「実証運行に係るアンケート・ヒアリング再編効果調査結果の報告・協議」「本格運行の決定」



市街地循環バス活性化検討会議

○ 作木町自家用有償旅客運送検討会議（ワーキング）開催状況

- H22.07.13 「NPO、作木町自治連合会、各地区連絡協議会との協議」
- H22.09.30 「ボランティア運転手候補者事業説明研修会 7名参加」
- H22.10.04 「NPO理事会事業説明会 理事長以下5名」
- H22.10.08 「過疎地有償運送先進地 倉吉市たかしろ地区視察」
- H22.12.06 「過疎地有償運送運転者認定講習受講 NPO10名」
- H23.06.08 「NPO理事長及び作木町自治連合会会長との最終調整（企画提案書案提示）」



ワーキング議

○ 今後の三次市地域公共交通会議等の開催予定

- H25年度 3回開催予定（第1回 平成25年6月27日）
- H26年度～28年度 年3回開催予定

12. 利用者等の意見の反映状況

市街地循環便「くるるん」については、平成23年12月にヒアリング調査（サンプル85人）を行っています。この調査による満足度では、約9割の方が「満足」と非常に高い割合となっています。その他、利用者の約9割が女性であることや昨年度の調査に比べ、60代の利用割合が増加しているなどの結果が出ています。一方で、ルートやダイヤ等に関する不満なども寄せられております。

また、作木町で導入した過疎地有償運送「さくぎニコニコ便」については、平成24年2月に利用登録者を対象としたアンケート調査および運行事業者へのヒアリング調査を行っています。この調査による満足度では、「満足」が57%、「不満」が14%となっています。「不満」の項目では、「予約方法」「運行時間」「運行曜日」などがあげられています。この調査結果を受け、最も要望の多かった予約受付時間の変更を行いました。また運行開始後利用者がなかった往路①便を廃止し、効率化を図るとともに運行主体の負担軽減を図っています。今後は、あらたな利用者の獲得策として、高齢者サロンや特別養護老人ホーム等との連携などがあげられています。

両事業とも、引き続き地域、運行事業者及び交通会議を含む関係団体が連携し、利用促進を推進することの確認がなされています。

(利用状況・評価の把握予定)

- 過疎地有償運送 平成26年度利用者ヒアリング、運行事業者聞き取り等

13. 協議会メンバー構成（今後も構成員の変更はなし）

（敬称略）

三次市地域公共交通会議委員名簿	
構成区分	委 員
(1) 三次市	三次市 副市長
	三次市地域振興部 部 長
(2) 一般旅客自動車運送事業者	備北交通株式会社 営業部長
	有限会社甲奴タクシー 代表取締役
	三次みどりタクシー株式会社 代表取締役
(3) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	私鉄中国地方労働組合備北交通支部 書記長
(4) 住民又は利用者の代表	東河内町
	布野町
	吉舎町
	三次商工会議所 総務課長 三次広域商工会 事務局長 三次市社会福祉協議会 事務局長
(5) 国土交通省中国運輸局広島運輸局支局長又はその指名する者	中国運輸局広島運輸支局 首席運輸企画専門官
(6) 広島県地域政策局長又はその指名する者	広島県地域政策局地域政策総務課 課 長
(7) 道路管理者	三次市建設部 部 長
(8) 広島県警三次警察署長又はその指名する者	広島県三次警察署 交通課長
(9) 学識経験者その他の交通会議が必要と認める者	米子工業高等専門学校 准教授

※平成25年6月28日現在

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

平成26年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹 線/地域 内ファイ ダーの別	確保維持事業 に要する国庫補 助額(千円)	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準口で該 当する要件	接続する補助対象 地域間幹線系統 等と接続確保策	
広島県 (三次市)	備北交通株式会社	三次町循環 (720-01)	地域内 ファイダー	806.5	① ②-(1)	乗り継ぎに適したダイヤ (備北交通:三城線) バス停相互利用 (三次駅前)	③
	備北交通株式会社	南畑敷町循環 (720-02)	地域内 ファイダー	1,791.0	① ②-(1)	乗り継ぎに適したダイヤ (備北交通:三城線) バス停相互利用 (三次駅前)	③
	備北交通株式会社	赤名線	地域内 ファイダー	5,491.0	① ②-(1)	乗り継ぎに適したダイヤ (備北交通:三城線) バス停相互利用 (三次駅前)	③
	備北交通株式会社	下高野線	地域内 ファイダー	3,559.5	① ②-(1)	乗り継ぎに適したダイヤ (備北交通:三城線) バス停相互利用 (三次駅前)	③
	NPO法人元気むらさき	作木町上地区	地域内 ファイダー	451.0	②-(1)	JR三江線香淀駅接続 備北交通(備作木線)接続	③
	NPO法人元気むらさき	作木町中地区	地域内 ファイダー	511.0	②-(1)	備北交通(備赤名線)接続 備北交通(備作木線)接続	③
	NPO法人元気むらさき	作木町下地区	地域内 ファイダー	511.0	②-(1)	JR三江線伊賀和志駅接 続 備北交通(備作木線)接続	③
				13,121.0			

(注)

1. 「地域内ファイダー系統の基準適合」は地域内ファイダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

平成27年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線／地域内ファイダーの別	確保維持事業に要する国庫補助額(千円)	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準口で該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策	
広島県 (三次市)	備北交通株式会社	三次町循環 (720-01)	地域内 ファイダー	806.5	① ②-(1)	乗り継ぎに適したダイヤ (備北交通:三城線) バス停相互利用 (三次駅前)	③
	備北交通株式会社	南畑敷町循環 (720-02)	地域内 ファイダー	1,791.0	① ②-(1)	乗り継ぎに適したダイヤ (備北交通:三城線) バス停相互利用 (三次駅前)	③
	備北交通株式会社	赤名線	地域内 ファイダー	5,491.0	① ②-(1)	乗り継ぎに適したダイヤ (備北交通:三城線) バス停相互利用 (三次駅前)	③
	備北交通株式会社	下高野線	地域内 ファイダー	3,547.0	① ②-(1)	乗り継ぎに適したダイヤ (備北交通:三城線) バス停相互利用 (三次駅前)	③
	NPO法人元気むらさき	作木町上地区	地域内 ファイダー	451.0	②-(1)	JR三江線香淀駅接続 備北交通備作木線接続	③
	NPO法人元気むらさき	作木町中地区	地域内 ファイダー	511.0	②-(1)	備北交通備赤名線接続 備北交通備作木線接続	③
	NPO法人元気むらさき	作木町下地区	地域内 ファイダー	481.0	②-(1)	JR三江線伊賀和志駅接続 備北交通備作木線接続	③
				13,078.0			

(注)

1. 「地域内ファイダー系統の基準適合」は地域内ファイダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

平成28年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹 線/地域 内ファイ ダーの別	確保維持事業 に要する国庫補 助額(千円)	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準口で該 当する要件	接続する補助対象 地域間幹線系統 等と接続確保策	
広島県 (三次市)	備北交通株式会社	三次町循環 (720-01)	地域内 ファイダー	806.5	① ②-(1)	乗り継ぎに適したダイヤ (備北交通:三城線) バス停相互利用 (三次駅前)	③
	備北交通株式会社	南畑敷町循環 (720-02)	地域内 ファイダー	1,791.0	① ②-(1)	乗り継ぎに適したダイヤ (備北交通:三城線) バス停相互利用 (三次駅前)	③
	備北交通株式会社	赤名線	地域内 ファイダー	5,491.0	① ②-(1)	乗り継ぎに適したダイヤ (備北交通:三城線) バス停相互利用 (三次駅前)	③
	備北交通株式会社	下高野線	地域内 ファイダー	3,583.5	① ②-(1)	乗り継ぎに適したダイヤ (備北交通:三城線) バス停相互利用 (三次駅前)	③
	NPO法人元気むらさき	作木町上地区	地域内 ファイダー	461.0	②-(1)	JR三江線香淀駅接続 備北交通(備作木線)接続	③
	NPO法人元気むらさき	作木町中地区	地域内 ファイダー	511.0	②-(1)	備北交通(備赤名線)接続 備北交通(備作木線)接続	③
	NPO法人元気むらさき	作木町下地区	地域内 ファイダー	501.0	②-(1)	JR三江線伊賀和志駅接 続 備北交通(備作木線)接続	③
				13,145.0			

(注)

1. 「地域内ファイダー系統の基準適合」は地域内ファイダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

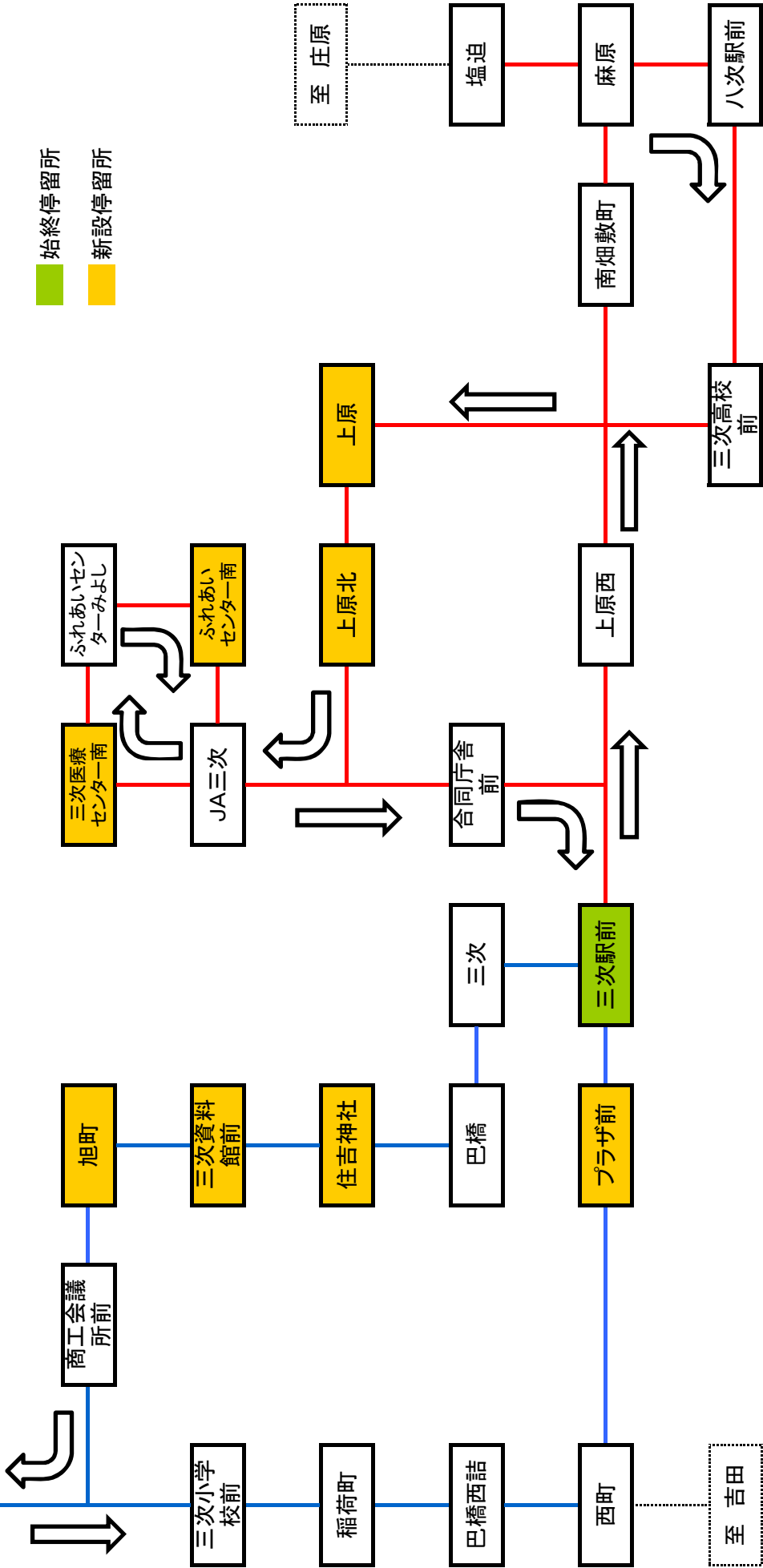
くるるルート図・バス停位置図



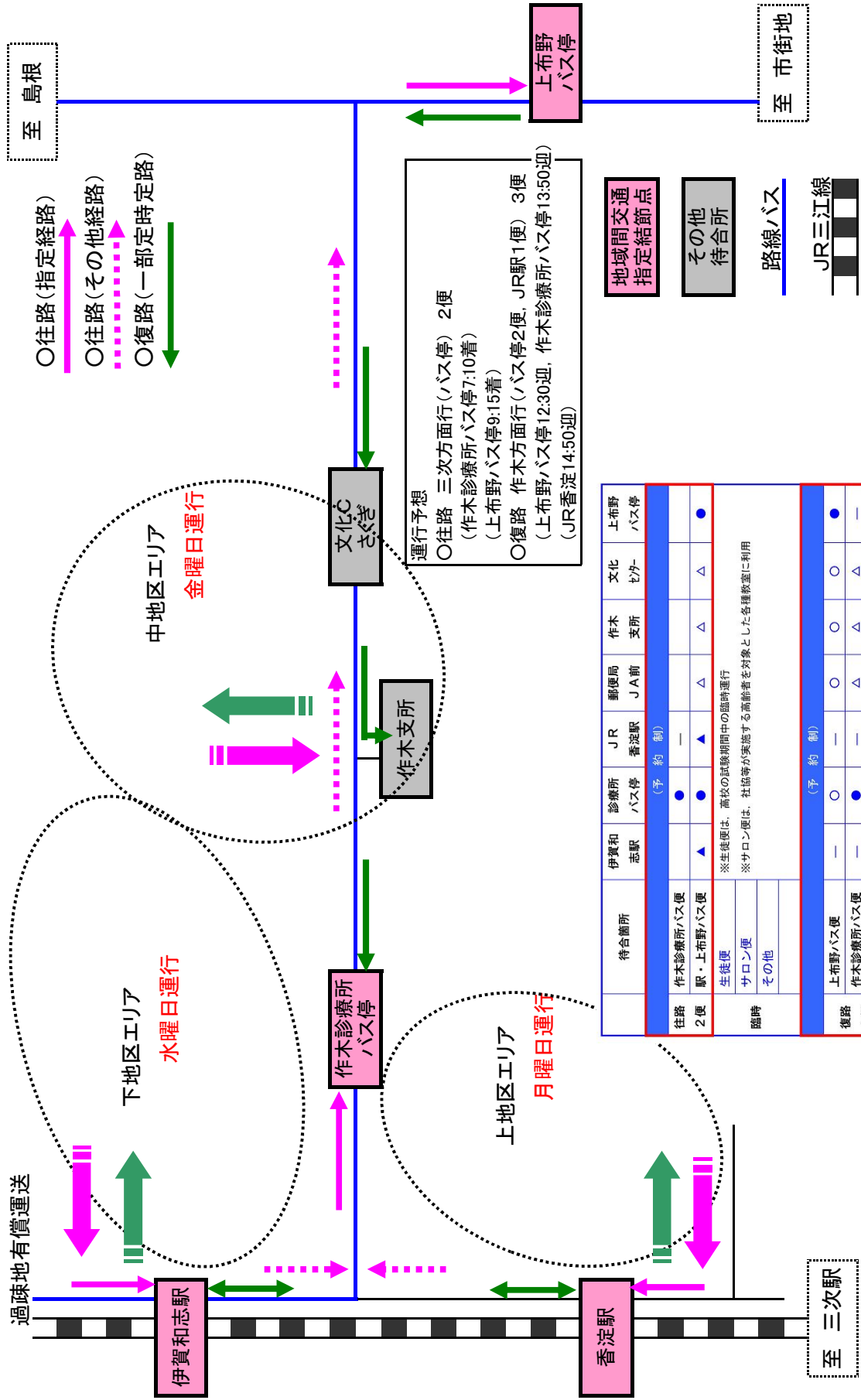
運行系統図

市街地循環バス「くるるん」

	系統番号	運行キロ	運行回数		
			平日	土曜	休日
—	720-01	4.7km	8回	8回	8回
—	720-02	8.1km	8回	8回	8回



運行系統図



待合箇所	伊賀和志駅	診療所バス停	JR香淀駅	郵便局JA前	作木支所	文化セカ	上布野バス停
往路 2便	▲	●	●	—	—	—	—
診療所バス便	—	●	—	—	—	—	—
駅・上布野バス便	—	—	—	—	—	—	●
生徒便	—	—	—	—	—	—	—
サロン便	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—
臨時	—	—	—	—	—	—	—
復路 3便	—	—	—	—	—	—	—
上布野バス便	—	—	—	—	—	—	●
作木診療所バス便	—	●	—	—	—	—	—
風車(JR)便	—	—	—	—	—	—	—
臨時	—	—	—	—	—	—	—
タJR便	●	—	—	—	—	—	—

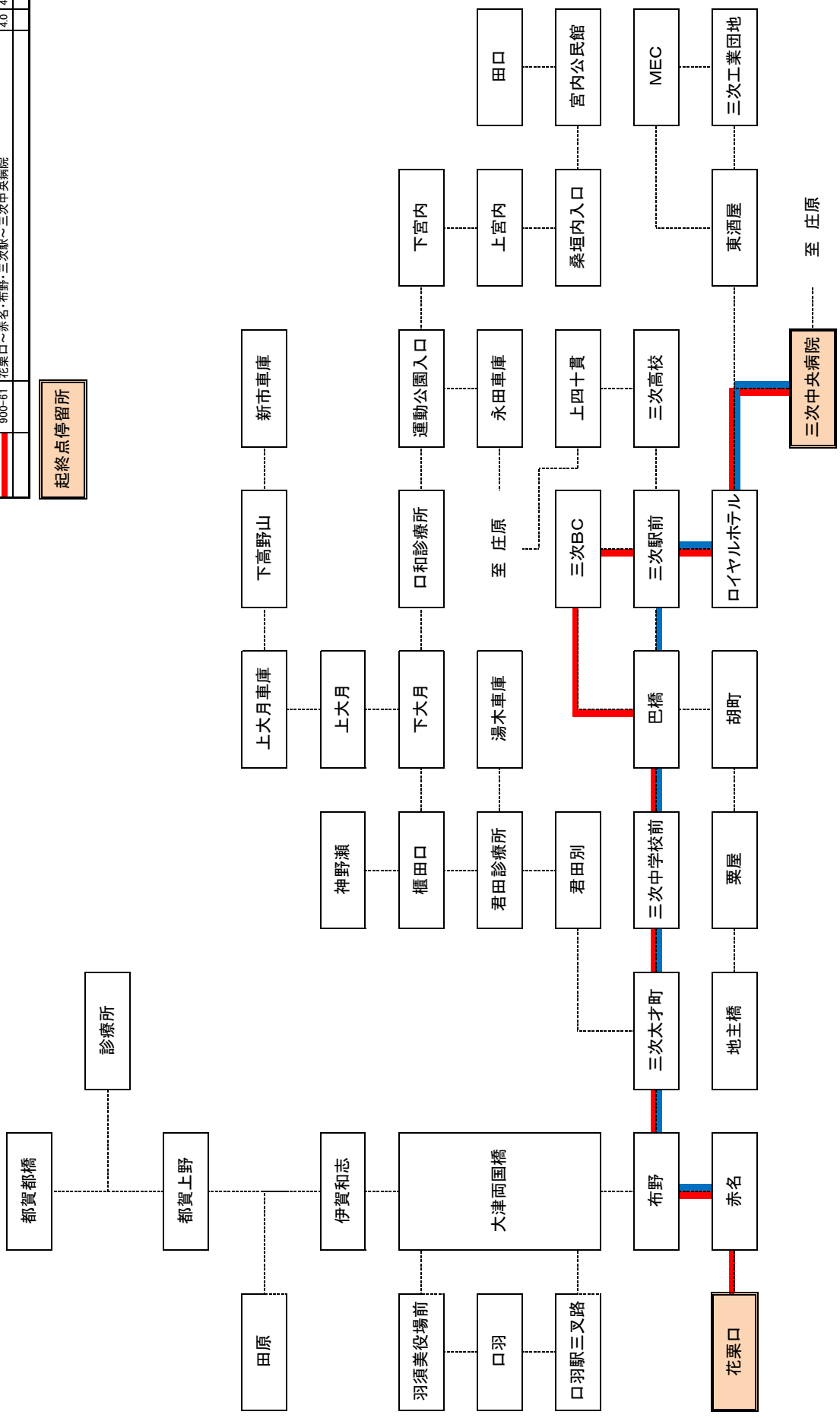
※生徒便は、高校の試験期間中の臨時運行
※サロン便は、社協等が実施する高齢者を対象とした各種教室に利用

運行系統図（赤名線）

系統番号	系統名	運行回数	
		平日	土曜/日祝
900-51	赤名～布野・三次駅～三次中央病院	40	40
900-61	花栗口～赤名・布野・三次駅～三次中央病院	40	40

終止
新設

起終点停留所



運行系統図 (下高野線)

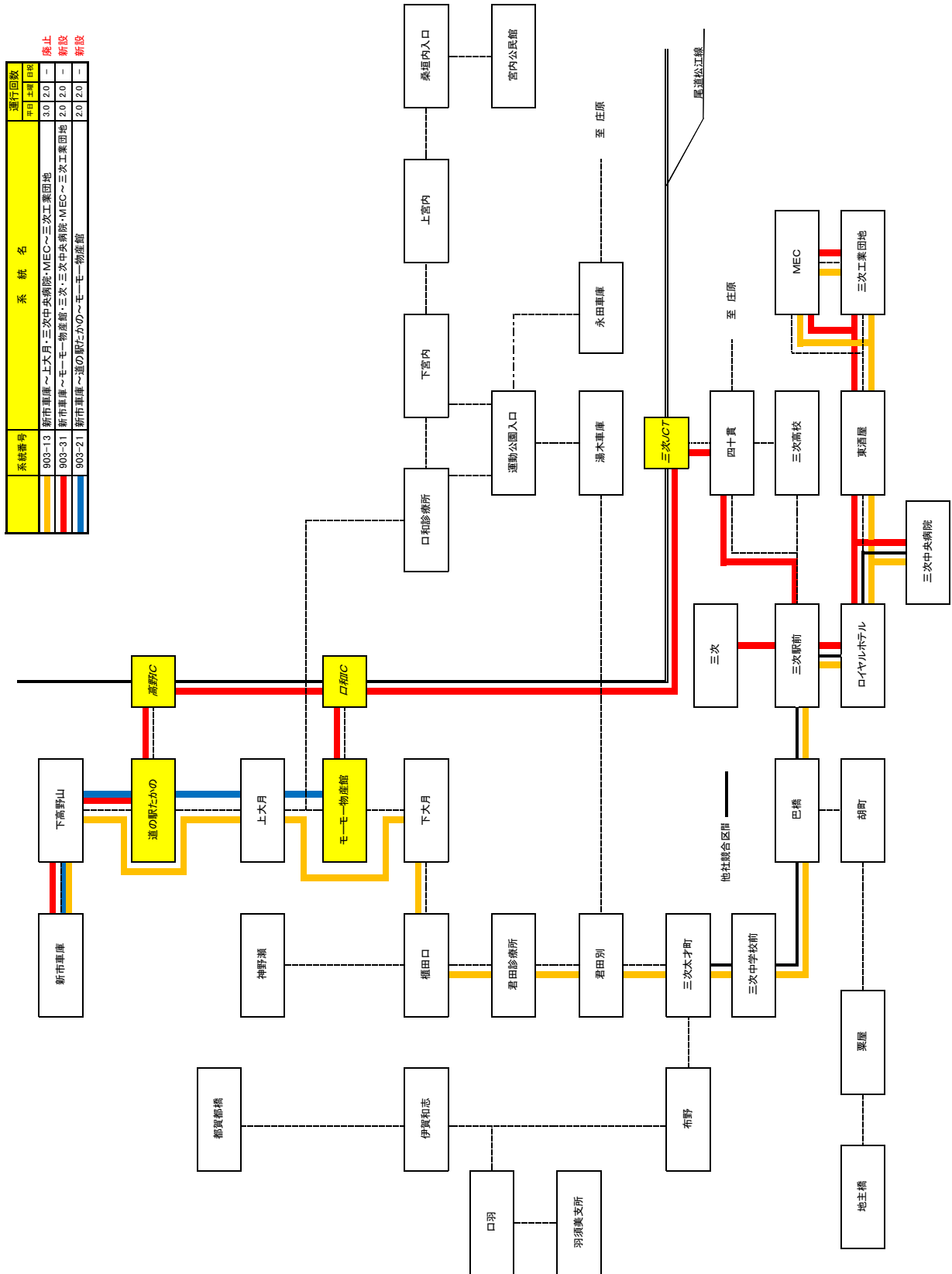


表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(乗合バス型運行)用)

事業者名	備北交通株式会社	平成26年度
------	----------	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	709,473千円	営業外収益	1,949千円	経常収益(イ)	711,422千円
	営業費用	945,675千円	営業外費用	5,464千円	経常費用(ロ)	951,139千円
	営業損益	▲236,202千円	営業外損益	▲3,515千円	経常損益	▲239,717千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	4,116,534.1 km				経常収支率	74.80%

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	691,531千円	営業外収益	3,742千円	経常収益(イ')	695,273千円
	営業費用	954,343千円	営業外費用	2,492千円	経常費用(ロ')	956,835千円
	営業損益	▲262,812千円	営業外損益	1,250千円	経常損益	▲261,562千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	4,085,476.4 km				経常収支率	72.66%

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	672,211千円	営業外収益	1,162千円	経常収益(イ'')	673,373千円
	営業費用	975,849千円	営業外費用	3,260千円	経常費用(ロ'')	979,109千円
	営業損益	▲303,638千円	営業外損益	▲2,098千円	経常損益	▲305,736千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	4,194,301.3 km				経常収支率	68.77%

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走 行キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$	平均増減率 $((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1) \div 2 = \text{d}$
山陽	233円.43銭	234円.20銭	231円.05銭	▲0.50%
	円 銭	円 銭	円 銭	

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2))^2 = \text{ニ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
山陽	229円.89銭	331円.32銭	229円.89銭	172円.82銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助 ブロック 名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行日 数	計画運行回 数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロッ ク市区町村外乗入 部分のキロ程		補助ブロック外乗り入れ部分 及び同一補助ブロック市区町 村外乗り入れ部分以外のキ ロ程の比率 (チー(リ+ヌ))÷チル	計画実車走行キロ ヲ
			起点	主な 経由地	終点			チ	リ	ヌ	ヲ				
山陽	1	三次町 循環	三次 駅前	三次町 循環	三次 駅前	363 日	2,904 回	往 4.7km 復 0.0km	(平均) 4.7km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	100%	13,648.8km
	2	南畑敷町 循環	三次 駅前	南畑敷 町循環	三次 駅前	363 日	2,904 回	往 8.1km 復 0.0km	8.1km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	23,522.4km
	3	赤名線	花栗 口	赤名・ 布野・ 三次	三次 中央 病院	363 日	1,452 回	往 48.2km 復 48.1km	48.1km	往 19.7km 復 19.7km	19.7km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	59.128%	139,827.6km
	4	下高野線	新市 車庫	モモ 物産 館・三 次・中 央病 院	三次 工業 団地	294 日	1,176 回	往 45.8km 復 45.8km	45.8km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 29.0km 復 29.0km	29.0km	36.681%	107,721.6km
合計	系統							往 106.8km 復 93.9km	100.4km	往 19.7km 復 19.7km	19.7km	往 29.0km 復 29.0km	29.0km		284,720.4km

補助 ブロック 名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ヲ以下の額: ワ	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益 (ノ)の額 ト	補助対象 系統の経常 収益の見込額 ト×ヲ以上の 額:カ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 ワーカ=ヨ	ヨのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補 助ブロック市区 町村外乗入部 分以外に係るも の ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助 上限額 ナ	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はナのうちい ずれか少ないほうの額) ラ
山陽	1	3,137,722 円	111円.68銭	1,524,297 円	1,613,425 円	1,613,425 円	1,613千円	806.5 千円		
	2	5,407,564 円	77円.60銭	1,825,338 円	3,582,226 円	3,582,226 円	3,582千円	1,791.0 千円		
	3	32,144,966 円	97円.05銭	13,570,268 円	18,574,698 円	10,982,847 円	10,982千円	5,491.0 千円		
	4	24,764,118 円	49円.72銭	5,355,917 円	19,408,201 円	7,119,122 円	7,119千円	3,559.5 千円		
合計		65,454,370円		22,275,820円	43,178,550円	23,297,620円	23,296千円	11,648千円	20,928千円	11,648千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ラーカーム	損失額から国庫補助額を控除した額 ムーラーウ	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
山陽	1	1,613,425 円										
	2	3,582,226 円										
	3	18,574,698 円										
	4	19,408,201 円										
合計		43,178,550 円	31,530,550 円	円	%	0 千円	0 %	円	%			%

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間 [※]) g	平均増減率 (((f÷e)-1)+((g÷f)-1)) ÷2 = h	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 g × (1+(h÷2)) ² = ノ
山陽	1	円. 00銭	90円. 11銭	100円. 18銭	11.17 %	111円. 68銭
	2	円. 00銭	52円. 56銭	63円. 58銭	20.96 %	77円. 60銭
	3	68円. 56銭	87円. 84銭	85円. 70銭	12.84 %	97円. 05銭
	4	87円. 40銭	57円. 64銭	58円. 77銭	▲ 16.04 %	49円. 72銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者については別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ノ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。
- 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(乗合バス型運行)用)

事業者名	備北交通株式会社	平成27年度
------	----------	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	709,473千円	営業外収益	1,949千円	経常収益(イ)	711,422千円
	営業費用	945,675千円	営業外費用	5,464千円	経常費用(ロ)	951,139千円
	営業損益	▲236,202千円	営業外損益	▲3,515千円	経常損益	▲239,717千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	4,116,534.1 km				経常収支率	74.80%

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	691,531千円	営業外収益	3,742千円	経常収益(イ')	695,273千円
	営業費用	954,343千円	営業外費用	2,492千円	経常費用(ロ')	956,835千円
	営業損益	▲262,812千円	営業外損益	1,250千円	経常損益	▲261,562千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	4,085,476.4 km				経常収支率	72.66%

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	672,211千円	営業外収益	1,162千円	経常収益(イ'')	673,373千円
	営業費用	975,849千円	営業外費用	3,260千円	経常費用(ロ'')	979,109千円
	営業損益	▲303,638千円	営業外損益	▲2,098千円	経常損益	▲305,736千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	4,194,301.3 km				経常収支率	68.77%

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$	平均増減率 $\frac{((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1)}{2} = \text{d}$
山陽	233円.43銭	234円.20銭	231円.05銭	▲0.50%
	円 銭	円 銭	円 銭	

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2)) = \text{ニ}$	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
山陽	229円.89銭	331円.32銭	229円.89銭	172円.82銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	系統キロ程		補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程		補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ))÷チル	計画実車走行キロ ヲ
			起点	主な経由地	終点			チ	リ	ヌ	ル				
山陽	1	三次町循環	三次駅前	三次町循環	三次駅前	363日	2,904回	往4.7km 復0.0km	(平均)4.7km	往0.0km 復0.0km	(平均)0.0km	往0.0km 復0.0km	(平均)0.0km	100%	13,648.8km
	2	南畑敷町循環	三次駅前	南畑敷町循環	三次駅前	363日	2,904回	往8.1km 復0.0km	8.1km	往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km	100%	23,522.4km
	3	赤名線	花栗口	赤名・布野・三次	三次中央病院	363日	1,452回	往48.2km 復48.1km	48.2km	往19.7km 復19.7km	19.7km	往0.0km 復0.0km	0.0km	59.128%	139,827.6km
	4	下高野線	新市車庫	モモ物産館・三次中央病院	三次工業団地	293日	1,172回	往45.8km 復45.8km	45.8km	往0.0km 復0.0km	0.0km	往29.0km 復29.0km	29.0km	36.681%	107,355.2km
合計		系統						往106.8km 復93.9km	100.4km	往19.7km 復19.7km	19.7km	往29.0km 復29.0km	29.0km		284,354.0km

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ヲ以下の額:ワ	補助対象系統のキロ当たり経常収益(ノ)の額 ト	補助対象系統の経常収益の見込額 ト×ヲ以上の額:カ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ワーカ=ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金内定申請額(ネ又はナのうちいずれか少ないほうの額) ラ
山陽	1	3,137,722円	111円.68銭	1,524,297円	1,613,425円	1,613,425円	1,613千円	806.5千円		
	2	5,407,564円	77円.60銭	1,825,338円	3,582,226円	3,582,226円	3,582千円	1,791.0千円		
	3	32,144,966円	97円.05銭	13,570,268円	18,574,698円	10,982,847円	10,982千円	5,491.0千円		
	4	24,679,886円	49円.72銭	5,337,700円	19,342,186円	7,094,907円	7,094千円	3,547.0千円		
合計		65,370,138円		22,257,603円	43,112,535円	23,273,405円	23,271千円	11,635千円		11,635千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ラーカーム	損失額から国庫補助額を控除した額 ムーラーウ	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
山陽	1	1,613,425 円										
	2	3,582,226 円										
	3	18,574,698 円										
	4	19,342,186 円										
合計		43,112,535 円	31,477,535 円	円	%	0 千円	0 %	円	%			%

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間 [※]) g	平均増減率 (((f÷e)-1)+((g÷f)-1)) ÷2 = h	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 g × (1+(h÷2)) ² = ノ
山陽	1	円. 00銭	90円. 11銭	100円. 18銭	11.17 %	111円. 68銭
	2	円. 00銭	52円. 56銭	63円. 58銭	20.96 %	77円. 60銭
	3	68円. 56銭	87円. 84銭	85円. 70銭	12.84 %	97円. 05銭
	4	87円. 40銭	57円. 64銭	58円. 77銭	▲ 16.04 %	49円. 72銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ノ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。
- 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(乗合バス型運行)用)

事業者名	備北交通株式会社	平成28年度
------	----------	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	709,473千円	営業外収益	1,949千円	経常収益(イ)	711,422千円
	営業費用	945,675千円	営業外費用	5,464千円	経常費用(ロ)	951,139千円
	営業損益	▲236,202千円	営業外損益	▲3,515千円	経常損益	▲239,717千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	4,116,534.1 km				経常収支率	74.80%

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	691,531千円	営業外収益	3,742千円	経常収益(イ')	695,273千円
	営業費用	954,343千円	営業外費用	2,492千円	経常費用(ロ')	956,835千円
	営業損益	▲262,812千円	営業外損益	1,250千円	経常損益	▲261,562千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	4,085,476.4 km				経常収支率	72.66%

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	672,211千円	営業外収益	1,162千円	経常収益(イ'')	673,373千円
	営業費用	975,849千円	営業外費用	3,260千円	経常費用(ロ'')	979,109千円
	営業損益	▲303,638千円	営業外損益	▲2,098千円	経常損益	▲305,736千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	4,194,301.3 km				経常収支率	68.77%

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$	平均増減率 $\frac{((b \div a) - 1) + ((c \div b) - 1)}{2} = \text{d}$
山陽	233円.43銭	234円.20銭	231円.05銭	▲0.50%
	円 銭	円 銭	円 銭	

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2)) = \text{ニ}$	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
山陽	229円.89銭	331円.32銭	229円.89銭	172円.82銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	系統キロ程		補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程		補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ))÷チル	計画実車走行キロ ヲ
			起点	主な経由地	終点			チ	リ	ヌ	ヲ				
山陽	1	三次町循環	三次駅前	三次町循環	三次駅前	363日	2,904回	往4.7km 復0.0km	(平均) 4.7km	往0.0km 復0.0km	(平均) 0.0km	往0.0km 復0.0km	(平均) 0.0km	100%	13,648.8km
	2	南畑敷町循環	三次駅前	南畑敷町循環	三次駅前	363日	2,904回	往8.1km 復0.0km	8.1km	往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km	100%	23,522.4km
	3	赤名線	花栗口	赤名・布野・三次	三次中央病院	363日	1,452回	往48.2km 復48.1km	48.2km	往19.7km 復19.7km	19.7km	往0.0km 復0.0km	0.0km	59.128%	139,827.6km
	4	下高野線	新市車庫	モモ物産館・三次	三次工業団地	296日	1,184回	往45.8km 復45.8km	45.8km	往0.0km 復0.0km	0.0km	往29.0km 復29.0km	29.0km	36.681%	108,454.4km
合計		系統						往106.8km 復93.9km	100.4km	往19.7km 復19.7km	19.7km	往29.0km 復29.0km	29.0km		285,453.2km

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ヲ以下の額:ワ	補助対象系統のキロ当たり経常収益(ノ)の額 ト	補助対象系統の経常収益の見込額 ト×ヲ以上の額:カ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ワーカ=ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金内定申請額(ネ又はナのうちいずれか少ないほうの額) ラ
山陽	1	3,137,722円	111円.68銭	1,524,297円	1,613,425円	1,613,425円	1,613千円	806.5千円		
	2	5,407,564円	77円.60銭	1,825,338円	3,582,226円	3,582,226円	3,582千円	1,791.0千円		
	3	32,144,966円	97円.05銭	13,570,268円	18,574,698円	10,982,847円	10,982千円	5,491.0千円		
	4	24,932,582円	49円.72銭	5,392,352円	19,540,230円	7,167,551円	7,167千円	3,583.5千円		
合計		65,622,834円		22,312,255円	43,310,579円	23,346,049円	23,344千円	11,672千円		11,672千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ラーカーム	損失額から国庫補助額を控除した額 ムーラーウ	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
山陽	1	1,613,425 円										
	2	3,582,226 円										
	3	18,574,698 円										
	4	19,540,230 円										
合計		43,310,579 円	31,638,579 円	円	%	0 千円	0 %	円	%			%

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間 [※]) g	平均増減率 (((f÷e)-1)+((g÷f)-1)) ÷2 = h	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 g × (1+(h÷2)) ² = ノ
山陽	1	円. 00銭	90円. 11銭	100円. 18銭	11.17 %	111円. 68銭
	2	円. 00銭	52円. 56銭	63円. 58銭	20.96 %	77円. 60銭
	3	68円. 56銭	87円. 84銭	85円. 70銭	12.84 %	97円. 05銭
	4	87円. 40銭	57円. 64銭	58円. 77銭	▲ 16.04 %	49円. 72銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ノ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。
- 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名	NPO元気むらさき
------	-----------

平成26年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	68 千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	68 千円
	営業費用	861 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	861 千円
	営業損益	▲ 793 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	▲ 793 千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	1 台	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	216.0 時間	経常収支率	7.90 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれが少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
山陽	3,986円.11銭	2,821円.62銭	2,821円.62銭	314円.81銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回当たりサービス提供時間		リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間		リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間		補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ=ワ	計画サービス提供時間
			発地	営業区域	着地			リ	ヌ	ル					
山陽	5	上地区	作木町	作木町	布野町	45 日	225.0 回	1.6 時間	0.0 時間	0.0 時間	0.0 時間	100%	360.0 時間		
	6	中地区	作木町	作木町	布野町	51 日	255.0 回	1.6 時間	0.0 時間	0.0 時間	0.0 時間	100%	408.0 時間		
	7	下地区	作木町	作木町	布野町	51 日	255.0 回	1.6 時間	0.0 時間	0.0 時間	0.0 時間	100%	408.0 時間		
						日	回	時間	時間	時間	時間		時間		
合計	系統						4.8 時間	0.0 時間	0.0 時間	0.0 時間		1,176.0 時間			

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額		経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの		補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助上限額	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれが少ないほうの額)
		ト×ワ以下の額:カ	チ×ワ以上の額:コ			カーヨ=タ	タ×ラ=ツ				
山陽	5	1,015,783円	113,331円	902,452円	902,452円	902千円	451.0 千円				
	6	1,151,220円	128,442円	1,022,778円	1,022,778円	1,022千円	511.0 千円				
	7	1,151,220円	128,442円	1,022,778円	1,022,778円	1,022千円	511.0 千円				
合計		3,318,223円.	370,215円.	2,948,008円.	2,948,008円.	2,946 千円	1,473 千円	20928千円	1,473 千円		

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
山陽	5	1,321,668 円										
	6	1,497,890 円										
	7	1,497,890 円										
		円										
合計		4,317,448 円	4,315,975 円	円	%	0 千円	0 %	円	%		%	

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者によっては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通ネットワーク計画に記載された運行系統を運行するにあたって必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、【(1回あたり平均運行時間)+(1日あたり平均待機時間/1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の実運行時間は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名	NPO元気むらさき
------	-----------

平成27年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	68千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	68千円
	営業費用	861千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	861千円
	営業損益	▲793千円	営業外損益	0千円	経常損益	▲793千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	1台	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	216.0時間	経常収支率	7.90%	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれが少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
山陽	3,986円.11銭	2,821円.62銭	2,821円.62銭	314円.81銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回当たりサービス提供時間		リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間		リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間		補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ=ワ	計画サービス提供時間
			発地	営業区域	着地			リ	ヌ	ル					
山陽	5	上地区	作木町	作木町	布野町	45日	225.0回	1.6時間	0.0時間	0.0時間	0.0時間	100%	360.0時間		
	6	中地区	作木町	作木町	布野町	51日	255.0回	1.6時間	0.0時間	0.0時間	0.0時間	100%	408.0時間		
	7	下地区	作木町	作木町	布野町	48日	240.0回	1.6時間	0.0時間	0.0時間	0.0時間	100%	384.0時間		
						日	回	時間	時間	時間	時間		時間		
合計	系統						4.8時間	0.0時間	0.0時間	0.0時間		1,152.0時間			

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額		経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの		補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助上限額	国庫補助金内定申請額(ナ又はアのうちのいずれが少ないほうの額)
		ト×ワ以下の額:カ	チ×ワ以上の額:コ			カーヨ=タ	タ×ラ=ツ				
山陽	5	1,015,783円	113,332円	902,451円	902,451円	902千円	451.0千円				
	6	1,151,220円	128,442円	1,022,777円	1,022,777円	1,022千円	511.0千円				
	7	1,083,502円	120,887円	962,614円	962,614円	962千円	481.0千円				
合計		3,250,505円.	362,661円.	2,887,842円.	2,887,842円.	2,886千円	1,443千円				1,443千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
山陽	5	1,321,668 円										
	6	1,497,890 円										
	7	1,409,779 円										
		円										
合計		4,229,337 円	4,227,894 円	円	%	0 千円	0 %	円	%		%	

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者によっては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通ネットワーク計画に記載された運行系統を運行するにあたって必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、【(1回あたり平均運行時間)+(1日あたり平均待機時間/1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の実運行時間は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名	NPO元気むらさき
------	-----------

平成28年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	68 千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	68 千円
	営業費用	861 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	861 千円
	営業損益	▲ 793 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	▲ 793 千円
補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (ハ)	1 台	補助対象期間の 前々年度の 1台当たりサービス提供 時間(ニ)	216.0 時間	経常収支率	7.90 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の 時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり 標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれが少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
山陽	3,986円.11銭	2,821円.62銭	2,821円.62銭	314円.81銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行日 数	計画運行回 数	1回当たりサービス提供時 間		リのうち補助ブロック外 乗入部分に係るサービス 提供時間		リのうち同一補助ブ ロック 市区町村外乗入 部分に係るサービス 提供時間		補助ブロック外乗り 入れ部分及び同一 補助ブロック市区町 村外乗り入れ部分 以外のサービス提 供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ=ワ	計画サービス 提供時間
			発地	営業 区域	着地			リ	ヌ	ル					
山陽	5	上地区	作木 町	作木町	布野 町	46 日	230.0 回	1.6 時間	0.0 時間	0.0 時間	0.0 時間	100%	368.0 時間		
	6	中地区	作木 町	作木町	布野 町	51 日	255.0 回	1.6 時間	0.0 時間	0.0 時間	0.0 時間	100%	408.0 時間		
	7	下地区	作木 町	作木町	布野 町	50 日	250.0 回	1.6 時間	0.0 時間	0.0 時間	0.0 時間	100%	400.0 時間		
						日	回	時間	時間	時間	時間		時間		
合計	系統						4.8 時間	0.0 時間	0.0 時間	0.0 時間		1,176.0 時間			

補助ブ ロック 名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額		経常収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	タのうち補助ブロッ ク外乗入部分及び 同一補助ブロッ ク市区町村外乗入 部分以外に係るもの		補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ナ又はアの うちいずれ か少ないほう の額)
		ト×ワ以下の額: カ	チ×ワ以上の額: コ			カーヨ=タ	タ×ラ=ツ				
山陽	5	1,038,356円	115,850円	922,505円	922,505円	922千円	461.0 千円				
	6	1,151,220円	128,442円	1,022,777円	1,022,777円	1,022千円	511.0 千円				
	7	1,128,648円	125,924円	1,002,724円	1,002,724円	1,002千円	501.0 千円				
合計		3,318,224円.	370,217円.	2,948,006円.	2,948,006円.	2,946 千円	1,473 千円				1,473 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合									
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要	
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
山陽	5	1,351,038 円											
	6	1,497,890 円											
	7	1,468,520 円											
		円											
合計		4,317,448 円	4,315,975 円	円	%	0 千円	0 %	円	%		%		

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にとっては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にとっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通ネットワーク計画に記載された運行系統を運行するにあたって必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、【(1回あたり平均運行時間)+(1日あたり平均待機時間/1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の実運行時間は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	三次市
------	-----

平成22年国勢調査

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	44,675
交通不便地域	56,605

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
56,605人	三次市(全域)	過疎地域自立促進特別措置法

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2.(1)⑫)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図

人口集中地区以外及び交通不便地域



人口集中地区

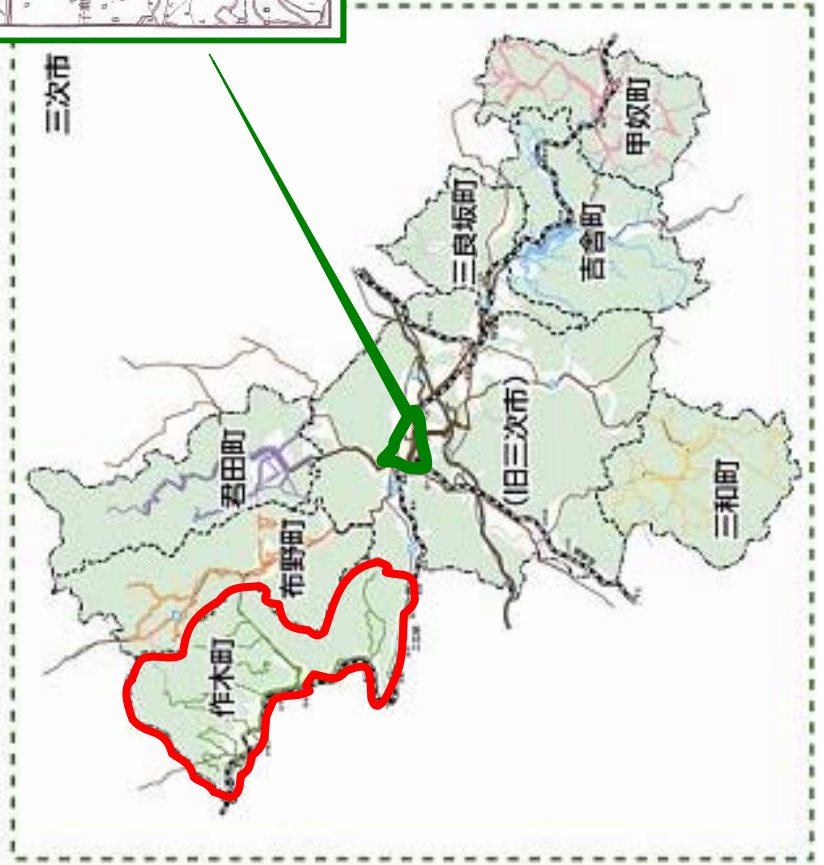
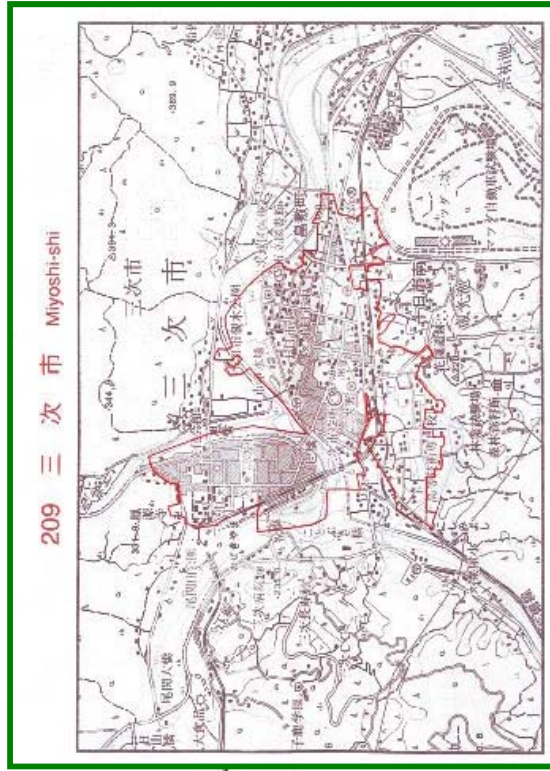


表6 車両の取得計画の概要

都道府県 (市区町村)	補助対象事業者名	補助対象車両数	車両減価償却等に要する国庫補助額(千円)
広島県 (三次市)	備北交通株式会社	1両	3,075

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 備北交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(平成26年度)	申請番号		確保維持資産補助金申請番号	車両の種類		乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別
補助ブロック名	申請番号	確保維持資産補助金申請番号	申請番号	車両の種類	標準仕様	57	8.9	25.10	現金
山陽	1	赤名線	3	超低床	スロープ付				

【購入車両減価償却】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

確保維持資産補助金申請番号	車両価格	実質購入予定額(円)*消費税率を除く		乗車購入予定額合計額から償却価格を控除した額(円)	普通償却限度額(円) (定率法) A×(0.55×0.1)× (定額法)×0.2=ト	償却対象経費	償却期間(月)	事業者償却額(円)	スリルのうち少ない方の額(円)	償却限度額(円)	特別償却額(円)	国庫補助金内定申請額(千円)
		付属品価格	改造費									
3	16,618,000	2,970,000	19,588,000	19,587,999	6,000,000	15,000,000	12	7,835,200	6,000,000	6,000,000	7,835,200	3,000.0
計												

* 残存価格(円)
A=カ=タ
9,000,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元金均等

確保維持資産補助金申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	借入利率(%) 年利	レと2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	国庫補助金内定申請額(千円)
3	15,000,000	36	1.40%	1.40%	150,000	75.0
計						

【所要経費】

補助対象経費(千円)	国庫補助金内定申請額(千円)
カ+ツ	ヨ+ナ
6,150	3,075

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	都道府県		市区町村		事業者自己負担		その他の者	
	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額
	%	円	%	円	%	円	%	円
	%	円	%	円	%	円	%	円
合計	%	円	%	円	%	円	%	円